

交通事故証明書の申請について

(裏)

証明書の内容

* 交通事故の発生日時・場所、当事者の住所・氏名、事故の種類等について証明します。

申し込みができる方

- * 交通事故の当事者（加害者、被害者等）
- * 証明書の交付を受けることについて、正当な利益のある方（例 損害賠償の請求権がある親族、保険金の受取人、交通遺児等の親権者）
- * 当事者の委任を受けられた方（原則、委任状が必要です。）

注意事項

- * 警察へ届け出ていない交通事故は、証明書の発行はできません。
- * 人身事故は事故発生から5年、物件事故は事故発生から3年経過したものは証明書の発行はできません。
- * 神奈川県以外で発生した交通事故でも、申し込むことができます。
ただし、証明書は、事故発生地の都道府県（方面）事務所から発行（送付）されます。
- * 証明書は、通常の場合、申請日からおおむね14日で配達されます。

証明書の利用例

- * 自動車損害賠償責任保険金の請求…………… 保険会社等へ提出
- * 対人・対物・車両等の任意保険金の請求…………… 保険会社等へ提出
- * 市町村・各種団体共済金の請求…………… 市町村、各種の共済団体へ提出
- * 簡易保険・生命保険金の請求…………… 郵便局、保険会社へ提出
- * 交通遺児育英資金の申請…………… 交通遺児育英会、自動車事故対策センターへ提出
- * 交通事故の示談、調停、訴訟…………… など

(ご注意)

- この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- この用紙による、払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。
- ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙
3万円以上
貼 付

印

(問い合わせ先)

〒241-0815 横浜市旭区中尾二丁目3番1号
(神奈川県警察自動車運転免許試験場内)

自動車安全運転センター
神奈川県事務所

☎ 045(364)7000(代)

“運転記録証明書を活用して安全運転に努めましょう!”

「SDカード」は安全運転者のしるし



この場所には、何も記載しないでください。